「指定短期入所生活介護」「指定介護予防短期入所生活介護」
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
福岡県指定　第 4070000627 号

当事業所は契約者に対して短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇ ◆ 目次 ◆ ◇

1. 事業者 …… 2
2. 事業所の概要 …… 2
3. 職員の配置状況 …… 3
4. サービス提供における事業者の義務 …… 4
5. サービス利用に関する留意事項 …… 5
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金 …… 5
7. 損害賠償について …… 10
8. 非常災害時の対策について …… 10
9. 事故発生時の対応について …… 10
10. サービス利用を止める場合 …… 10
11. 苦情の受付について …… 12
12. 第三者評価事業の受審状況について …… 12
13. 個人情報の取り扱いについて …… 12

1. 事業者

(1) 法 人 名　　社会福祉法人　みのり会
(2) 法人所在地　　福岡県築上郡上毛町大字安雲 585－4
(3) 電話番号　　0979－72－3331
(4) 代表者氏名　　尻無濱　公人
(5) 設立年月日　　昭和 63 年 3 月 1 日

2. 事業所の概要

(1) **事業所の種類**　指定短期入所生活介護事業所・平成 12 年 3 月 28 日指定
福岡県　第 4070000627 号
指定介護予防短期入所生活介護事業所
平成 18 年 4 月 1 日指定　福岡県　第 4070000627 号
当事業所は特別養護老人ホーム安雲拓心苑に併設されています。

(2) **事業所の目的**　契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことを支援すると共に家族等を支援する事を目的とする。

(3) **事業所の名称**　　特別養護老人ホーム安雲拓心苑

(4) **事業所の所在地**　　福岡県築上郡上毛町大字安雲 585－4

(5) **事業所の概要**

＜特別養護老人ホーム施設本体＞

（ア）鉄筋コンクリート造　地上 1 階
（イ）建物の延べ床面積　1639 ㎡

＜ショートステイ棟＞

（ア）建物の構造　鉄筋造　地上 1 階
（イ）建物の延べ床面積　528.9 ㎡

(6) **電話番号**　　0979－72－3331

(7) **事業所所長（管理者）**　　井上　浩明

(8) **当事業所の運営方針**　　契約者の残存能力の維持、向上に努め在宅生活の支援をすると共に「契約者本位」のサービスを提供する。

(9) **開設年月日**　　昭和 63 年 11 月 1 日

(10) **営業日及び営業時間**　　年中無休　24 時間体制

(11) **利用定員**　　29 名

(12) **居室等の概要**

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として 4 人部屋ですが､個室など他の種類の居室の利用を希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室　数	面積	備　考
個　室	4 室	11 ㎡	面積上多床室扱いとなります。
個　室	11 室	13.92 ㎡	
2 人部屋	1 室	16.5 ㎡	1 人あたり 8.25 ㎡
2 人部屋	2 室	26 ㎡	1 人あたり 13 ㎡
3 人部屋	2 室	33 ㎡	1 人あたり 11 ㎡
4 人部屋	13 室	33 ㎡	1 人あたり 8.25 ㎡
合　計	33 室		
食　堂	2 室		
浴　室	2 室	一般浴・中間浴・特殊浴・露天風呂	
便　所	4 ヶ所		
医務室	1 室		

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設･設備です。（特別養護老人ホームと共用設備あり）
この施設・設備の利用にあたって、室料を除き、契約者に特別ご負担いただく費用はありません。

※ 居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。
また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所は、特別養護老人ホーム安雲拓心苑と併設事業所です。契約者に対して短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員は、施設と合わせ以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　種	指定基準	保有資格
1　施設長（管理者）	1　名	
2　生活相談員	1　名	社会福祉主事
3　介護職員	15 名以上	介護福祉士等
4　看護職員	1　名	看護師　准看護師
5　機能訓練指導員	1　名	
6　介護支援専門員	1　名	介護支援専門員

＊指定基準では、前年度の利用人数に対し、介護職員と看護職員の合計が、3：1 以上となっています。

職　　種	平 均 的 な 勤 務 時 間 帯
1 医　　師	毎週火・金曜日　13：00～15：00
2 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人数 A　6：00～15：15　1名 B　7：30～16：45　3名 C　9：30～18：45　2名 D　10：00～19：30　2名 E　10：30～19：45　2名 夜間　16：30～ 9：30　3名
3 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人数 A　7：30～17：00　2名 B　9：00～18：30　1名
4 生活相談員	標準的な時間帯における最低配置人数 A　7：30～16：45 B　9：30～18：45 上記勤務時間帯にいずれか1名
5 介護支援専門員	標準的な時間帯における最低配置人数 A　7：30～16：45 B　9：30～18：45 上記勤務時間帯にいずれか1名

4. **サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）**

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

① 契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
② 契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、主治医、看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。
③ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、身体拘束廃止取組要綱に基づき、適切な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
④ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたり知り得た契約者又はそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

但し、契約者に緊急な医療上や生活上の必要性がある場合は、医療機関や居宅介護支援事業者等に契約者の心身等の情報を提供します。また、契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ契約者の同意を得ます

5. サービス利用に関する留意事項

当事業所の利用にあたって、サービスを利用されている契約者の快適性、安全性を確保するため、以下の事項をお守りください。

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③ 契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要性があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動をおこなうことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の屋外喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（7 割～9 割）が介護保険から給付されます

＜サービスの概要＞

① 入　浴

・入浴は週 2 回以上行います。
　決められた日以外でも入浴することができます。

・寝たきりでも座位式特殊浴槽・臥床式特殊浴槽を使用して入浴することができます。

② 排　泄

・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

・契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回

復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④　その他の自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、また適切な整容が行われるように援助します。

サービス利用料金（1 日あたり）（契約書第 7 条参照）

別紙の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食費をお支払いください。

（サービス利用料金は契約者の要介護度および負担割合に応じて異なります。）

介護保険からの給付額に変更あった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 7 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食　費

契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1 日あたり 1,445 円となります。（朝食 395 円、昼食 500 円、夕食 550 円）

・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況及びバイキング形式の食事や複数献立で、嗜好を考慮した食事を提供します。

・契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを基本としています。（居室や中庭など他の場所でも、出来るだけ良い環境の中で食事をしていただけるように環境を整えています。）

（食事時間）

朝食：7：30～　　昼食：12：00～　　夕食：17：30～

上記時間より食事の準備が出来ていますので、都合のよい時間に来ていただければ、食事をする事が出来ます。

② 居住費

契約者が使用される居室にかかる費用です。

料金：1 日あたり多床室 915 円、個室 1,231 円となります。

食費及び居住費に関して、介護保険負担限度額の申請をし、契約者個々の負担限度額に合わせ、利用料を控除する事が出来ます。

③ その他の費用

日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で、契約者に負

担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。
おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更する事由について、変更を行う２ヵ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

前期（１）、（２）の料金・費用は、請求書発行後に、ご利用期間分の合計金額をお支払いください。
利用料金は窓口払い、または口座引落しとさせて頂いています。
窓口払いの場合は利用した翌月の 10 日に請求書を発行いたします。
口座引落しの場合は利用した翌々月の４日に指定した金融機関より引落されます。

(4) 利用中止、変更、追加（契約書第 8 条参照）

○利用予定期間の前に、契約者の都合により、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業所にお申し出下さい。
○サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。
○契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5) 利用中の医療の提供について

緊急な医療を必要とする場合は、契約者の家族及び主治医に連絡をとり、事業所内の状況を看護職員が報告し、主治医の指示のもと、適切な対応を図ります。また、協力医療機関として下記の医療機関と連携を図り、適切な医療体制を確保しています。
平成 24 年度より契約者が何らかの病気等で、口腔内の痰の吸引及び胃瘻等による経管栄養等の特定行為業務が必要になった場合には、契約者及びご家族に対して十分な説明を行い、同意の上で、研修を受けた介護職員により行う事が出来ます。

①嘱託医

医療機関の名称	たかの内科・消化器科クリニック
所　在　地	福岡県築上郡上毛町大字大ノ瀬 118－1
診　療　科	内　科　・　消化器科

①協力医療機関

医療機関の名称	東病院
所　在　地	福岡県築上郡吉富町広津 593-1
診　療　科	内科・神経内科・消化器科・循環器科

②協力医療機関

医療機関の名称	豊前ゆめ歯科
所　在　地	福岡県豊前市大字岸井 406-1
診　療　科	歯　科

7. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

また、保険会社との連携のもと、事業所内で起こりえる事故等の事例や対処法などの研修をするとともに、ヒヤリハット報告書や事故報告書などを活用し、事故を未然に防ぐ取組みを実施します。

当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　：　損保ジャパン日本興亜株式会社
保　険　名　：　しせつの損害補償

8. 非常災害時の対策について

非常時の対応について	別途定める「特別養護老人ホーム安雲拓心苑　消防計画」及び「土砂災害避難マニュアル」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係について	照日ケ丘団地の総会等に参加し、安雲拓心苑の現状報告と非常時の相互の応援をお願いしています。			
平常時の訓練等について	別途定める「特別養護老人ホーム安雲拓心苑　消防計画」及び「土砂災害避難マニュアル」にのっとり、避難訓練、消火訓練等を年数回、契約者の方も参加して実施します。			
防火設備（特別養護老人ホームと共用）	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	防火扉	1ヶ所	屋内消火栓	6ヶ所
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	スプリンクラー	あり		
消防計画等	防火管理者氏名　　徳丸　秀基			

9. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

10. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

① 契約者が死亡した場合
② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④ 施設の減失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、18条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができま

す。その場合には、契約終了希望する日の７日前までに申し出てください。
但し、以下の場合には、即時に契約を解除することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 契約者が入院された場合
③ 契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン)」が変更された場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務違反した場合
⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦ 他の利用者が契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

① 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② 契約者による、サービス利用料金の支払いが３ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約の終了する場合には、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

11. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及び解決責任者

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）　職名　生活相談員　　氏名　徳丸　秀基

○ 苦情解決責任者　　職名　施設長　　氏名　井上　浩明

○ 受付時間　毎週月曜日～土曜日　10：00～17：00

(2) 第三者委員における苦情の受付

当事業所では、施設職員以外の第三者委員を選任し、契約者及びその家族からの相談や苦情を受け付け、解決にあたっています。

第三者委員氏名及び連絡先

笹尾　忠義　（評議員）	住　　所　　築上郡上毛町大字安雲 454－1 電話番号　　0979－72－2361
穴田　正勝　（評議員）	住　　所　　築上郡上毛町大字宇野 837-1 電話番号　　0979－72－3714

(3) 行政機関その他苦情受付機関

福岡県介護保険広域連合	所在地　福岡市博多区千代 4－1－27 電話番号 092－643－7055　FAX　0979－84－1116 受付時間 9 時　～　17 時
福岡県国民健康保険団体連合会　介護保険課	所在地　福岡市博多区吉塚本町 13 番地 47 号 電話番号 092－642－7859　FAX　092－642－7856 受付時間　9 時　～　17 時
上毛町役場　長寿福祉課	所在地　築上郡上毛町大字垂水 1321-1 電話番号 0979－72－3188　FAX　0979－72－4664 受付時間 9 時　～　17 時
福岡県運営適正化委員会事務局	所在地　春日市原町 3 丁目 1 番地 7 号 クローバープラザ 7 階 電話番号 092－915－3511　FAX　092－584－3790 受付時間 9 時　～　17 時
大分県国民健康保険団体連合会　介護保険課	所在地　大分市　大手町 2 丁目 3 番 12 号 電話番号 097－534－8475　FAX　097－534－4020 受付時間 9 時　～　17 時
中津市役所　介護福祉課	所在地　中津市豊田町 14 番地 3 号 電話番号 0979－62-9804　FAX　0979－26－1217 受付時間　9 時　～　17 時

12. 第三者評価事業の受審状況について

（令和 6 年 8 月 1 日現在）

<table>
<tr><td rowspan="4">第三者評価の実施状況</td><td rowspan="3">□あり</td><td>直近の実施日</td><td></td></tr>
<tr><td>評価機関名称</td><td></td></tr>
<tr><td>結果の開示</td><td>□あり　　□なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">■なし</td></tr>
</table>

13. 個人情報の取り扱いについて

（基本事項）

契約者の介護サービスを実施する中で知り得た、契約者及びそのご家族等の個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害しないように致します。

（法令等の遵守）

個人情報を取り扱う際には、個人情報に関する法令（条例を含む）、個人情報保護ガイドライン、その他の個人情報に関する規範を順守します。

（秘密の保持）

・介護サービスを実施する際に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は、不当な目的に使用しません。

・事業者は、従事者に在職中及び退職後においても、個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない事、その他個人情報に関して必要な情報を周知いたします。

・出入りする業者に対しても上記と同様の措置をとり、個人情報の内容が流出しないような対応をいたします。

（安全措置対策）

個人情報に関しての管理を厳格にし、不正なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講じます。

（目的以外の利用の禁止）

生命の危機がある緊急な場合や利用時情報などを医療施設や関係機関等に知らせる時を除き、契約者の個人情報を目的以外に使用し、又は第三者に提供しません。

医療機関や関係機関等に情報を提供する場合には、事前に契約者の同意を得ます。

（複写及び複製の禁止）

契約者の同意がある時を除き、個人情報を複写及び複製をしません。

（事故等発生時の報告）

この個人情報取り扱い特記事項に違反する事態が生じた場合、又は生じる恐れがある事を知った時には、速やかに契約者に報告し、対策を協議します。

第三者から個人情報に関する苦情を受けた場合においても、同様とします。この事については、介護サービスが終了した後においても同様とします。

（損害賠償）

個人情報に違反していると認められた時には、事業所の責任により契約者に

生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

（その他）
上記の他、個人情報の適正な管理のために今後も必要な措置を講じます。

（個人情報の利用目的）
指定介護老人福祉施設安雲拓心苑、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所では、社会福祉法人「みのり会」で定められている個人情報保護法及び契約者の権利と尊厳を守り、安全管理に配慮する「個人情報に関する基本指針」の下に、ここに指定介護老人福祉施設安雲拓心苑、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所としての「個人情報の利用目的」を公表します。

【介護サービスの提供に必要な利用目的】
１．他の介護（予防等）サービス事業者等への情報提供を伴う利用目的
２．他の介護（予防等）サービス事業者等への連携を図るためのサービス担当者会議等及び照会等への回答
３．事業所職員間で、適正な介護サービスの提供に伴う利用目的
４・介護保険事務のうち審査支払い機関へのレセプトの提供及び審査支払機関又は保険者からの照会の回答
５．契約者の診療などに当たり、主治医または外部の医師の意見・助言などを求める場合
６．家族等への心身の状況説明
７．損害保険会社などに係る保険会社への相談または提出等

【上記以外の利用目的】
１．保険者等行政機関への情報提供及び照会への回答
２．外部監査機関、評価機関への情報提供及び照会への回答
３．事業所内で行われる事例研究等
４．医療機関等への情報提供及び照会への回答
５．生命等にかかわる安否確認等を行う際にやむを得ず行う利用目的
６．サービス内容等の周知に係る利用目的
広報誌（施設便り、法人・事業所のホームページ等）や当事業所内に利用者の氏名、生年月日（年齢）写真の掲載及び掲示
※６の事項については、契約者から同意しない申し出があった場合、掲載及び掲示いたしません（ただし、居室の表札など介護の提供に必要な場合を除きます）
尚、あらかじめ契約者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

令和　　年　　月　　日

短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をおこないました。

安雲拓心苑指定短期入所生活介護
安雲拓心苑指定介護予防短期入所生活介護

説明者職員　　氏名　　徳丸　秀基

私は、本書面により、短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービスに係る重要事項の説明、また本人及び家族等の個人情報の使用について説明を受け同意しました。

契約者　　住　所

氏　名

身元保証人　住　所

氏　名

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 125 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明書のために作成したものです。

ショートステイ利用時におけるリスク説明書

安雲拓心苑では利用者の安全、安心を最優先にサービスの提供に努めていますが、利用者の方は歳を重ねる事と比例し日常生活における危険も増えていきます。

当施設でも、その危険を予測し事故の予防に努めてまいりますが、事故をゼロにすることは不可能です。その為、ご家族の方には施設で起こりうる事故を事前に説明させて頂き、危険性に対してのご理解をお願い申し上げます。

サービス利用中に起こりうるリスク

- □ ショートステイ利用中は環境が変わる事で不安になりやすく、日頃見られない行動や夜間の不眠が見られる事があり事故の危険性が高くなります。
- □ 歩行時、移動時における転倒及びベッドや車いすからの転落による骨折、外傷の恐れがあります。
- □ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する事があります。
- □ 高齢者の皮膚は弱く、わずかな摩擦抵抗でも表皮剥離する事があります。
- □ 加齢もしくは認知症により、飲み込む機能の低下が見られます。その為、誤飲、誤嚥による肺炎、または窒息の恐れがあります。
- □ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲でも皮下出血ができやすくなります。
- □ 脳や心臓の疾患により急変、急死される場合があります。
  また夜間は2名の職員（ST棟1名）で対応していますので、それらの状況の際、発見が遅れる場合があります。
- □ 感染症が流行した場合、最善の予防対策に努めますが免疫力の低下により感染する可能性が高くなります。

施設で生活する上でも在宅で生活する事と同様の危険性がある事をご理解下さい。
当施設でも上記の事を予測したうえで最善の事故防止に努めサービス提供を行っていきますが【施設に入所する事＝安全が約束される】という事ではない事をご理解頂き、利用者の方の生活が安全で豊かになるようご家族様の温かいご支援をお願い申し上げます。

私は上記の通り、サービス利用時におけるリスクの説明を受け、十分理解しました。

[説明年月日] 令和　　年　　月　　日

家族氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

[説明担当者] 特別養護老人ホーム安雲拓心苑

説明者氏名　　徳丸　秀基

居住費及び食費の基準費用額

負担限度額認定基準

		利用者負担限度額			
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
居住費	個室	380円/日	480円/日	880円/日	1,231円/日
	多床室	0円/日	430円/日	430円/日	915円/日
食費		300円/日	600円/日	①1,000円/日 ②1,300円/日	1,445円/日

介護保険サービス負担割合について（第1号被保険者）

利用者負担 1割負担	・本人の合計所得金額が年額160万円未満の方 ・同一世帯の第1号被保険者の年金収入及びその他の合計所得金額が単身で280万円未満、または、2人以上で346万円未満の場合
利用者負担 2割負担	**本人の合計所得金額が220万円以上で、** ・年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で340万円未満 または、2人以上で346万円以上463万円未満の場合 **本人の合計所得金額が年額160万円以上220万円未満の方で** ・年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、 または、2人以上で346万円以上の場合
利用者負担 3割負担	**本人の合計所得金額が220万円以上で、** 年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で340万円以上、 2人以上世帯で463万円以上の場合

利用者負担 第1段階	・生活保護世帯 ・市町村民税非課税者であって老齢福祉年金の受給者
利用者負担 第2段階	・年金+合計所得年収が、年額80万9000円以下の方 預貯金、有価証券等の金額の合計が単身で650万円 （夫婦は1,650万円）を超える方
利用者負担 第3段階①	・年金+合計所得年収が、80万9000円超120万円以下であって 預貯金、有価証券等の金額の合計が単身で550万円 （夫婦は1,550万円）を超える方
利用者負担 第3段階②	・年金+合計所得年収が、120万円超であって 預貯金、有価証券等の金額の合計が単身で500万円 （夫婦は1,500万円）を超える方
利用者負担 第4段階	・世帯に課税者がいる方 ・市町村民税本人課税者

ショートステイ利用料金表

＜多床室＞

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本サービス	451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
看護体制加算Ⅲ	0 円		12 円				
看護体制加算Ⅳ	0 円		23 円				
夜勤配置加算Ⅲ	0 円		15 円				
生産性向上加算	10 円		10 円				
提供体制強化加算	22 円		22 円				
サービス合計	483 円	593 円	685 円	754 円	827 円	897 円	966 円
食　費	1,445 円	朝食　395 円　　昼食　500 円　　夕食　550 円					
居住費	915 円						
1 割負担合計	2843 円	2953 円	3045 円	3114 円	3187 円	3257 円	3326 円
2 割負担合計	3326 円	3546 円	3730 円	3868 円	4014 円	4154 円	4292 円
3 割負担合計	3809 円	4139 円	4415 円	4622 円	4841 円	5051 円	5258 円

＜個　室＞

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本サービス	451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
看護体制加算Ⅲ	0 円		12 円				
看護体制加算Ⅳ	0 円		23 円				
夜勤配置加算Ⅲ	0 円		15 円				
生産性向上加算	10 円		10 円				
提供体制強化加算	22 円		22 円				
サービス合計	483 円	593 円	685 円	754 円	827 円	897 円	966 円
食　費	1,445 円	朝食　395 円　　昼食　500 円　　夕食　550 円					
居住費	1,231 円						
1 割負担合計	3159 円	3269 円	3361 円	3430 円	3503 円	3573 円	3642 円
2 割負担合計	3642 円	3862 円	4046 円	4184 円	4330 円	4470 円	4608 円
3 割負担合計	4125 円	4455 円	4731 円	4938 円	5157 円	5367 円	5574 円

※自己負担金はサービス費合計額の 1 割・2 割・3 割（介護保険負担割合証に記載）と食費、居住費の合計になります。（介護保険負担割合証に記載）

※サービス費合計に生産性向上推進体制加算 10 円/月、介護職員等処遇改善加算 0.14%が加算されます。

※連続で 30 日を超えて利用する場合は 31 日目にあたる日が保険適用外になります。また、31 日以降は、基本サービス費が 30 円減算されます。

加　算　の　内　容

看護体制加算（Ⅲ）…　正看護師を配置基準より 1 名以上多く配置した場合に加算されます。　　1 日　…　120 円（本人負担 12 円）

看護体制加算（Ⅳ）…　看護職員を配置基準より 1 名以上多く配置した場合に加算されます。　　1 日　…　230 円（本人負担 23 円）

夜勤配置加算　…　夜勤時間帯に従事する介護職員の延べ時間が配置基準より 1 名以上多く配置した場合に加算されます。

1 日　…　150 円（本人負担 15 円）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）…　介護職員の総数のうち、勤続 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 35/100 以上の場合加算されます。

1 日　…　220 円（本人負担 22 円）

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）…　介護職員処遇改善交付金継続する観点から創設されたものであり、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善しているものとして、加算されます。算定した単位数の 14%

療養食加算　…　療養食加算に該当する食事を提供した場合に算定されます。

1 食　…　80 円（本人負担 8 円）

若年性認知症加算　…　介護保険法に規定される初老期の認知症利用者に対してサービスを提供した場合に加算されます。

1 日　…　1,200 円（本人負担 120 円）

送迎加算　…　利用者の心身の状態、家族等の事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に加算されます。

片道 1 回　…　1,840 円（本人負担 184 円）

医療連携強化加算　…　介護保険法に規定される医療行為を主治医の指示で実施した場合に加算されます。1 日　…　580 円（本人負担 58 円）

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）…　ICT や介護ロボット等を導入し、サービスの質の確保及び職員の負担軽減に向けた取組みを継続的に行っている場合に加算されます。　　1 月　…　100 円（本人負担 10 円）

令和 6 年 8 月 1 日改正-